



平成 29 年 10 月 27 日
内閣府（防災担当）

平成 29 年台風第 21 号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（和歌山県）

- 平成 29 年台風第 21 号による災害について、和歌山県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半壊	床上浸水
新 宮 市 (しんぐうし)	10月21日	第1条第1号	0	0	557

注：上記の数値は平成 29 年 10 月 26 日（木）19 時 30 分現在の和歌山県からの報告による。同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

- 支援金支給の仕組み（法第 18 条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1/2 について国が補助することとされている。
- 対象となる自然災害（施行令第 1 条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。
※ 新宮市の人口は、29,331 人（平成 27 年国勢調査による）であり、人口 15,000 人以上 30,000 人未満であることから滅失 50 世帯以上で第 1 号に該当。
(滅失 1 世帯＝全壊 1 世帯＝半壊 2 世帯＝床上浸水 3 世帯)

※ 和歌山県においても同時発表。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
湯澤、中井
TEL 03-5253-2111（内線 51403）
03-3501-5696（直通）